

特許異議申立 オーストラリアにて。

異議申立は、特許庁長官の前で行われる手続きであり、特許権が付与される前に、利害関係者に特許出願の有効性に異議申立てすることを許す、最も一般に使用されている方法です。

次に記載した手続と図は、上記の種類の異議申立に焦点を合わせたものです。しかし、補正や出願期間の延長に対する異議申立などの、それ程頻繁に行われない異議申立についても適用できます。

手続中に期間延長を得られる可能性はありますが、このような請求は、他の当事者により異議が申し立てられる可能性があり、その結果、その延長請求を処理するためだけに聴聞が必要となり、しばしば手続の遅延を引き起こします。異議申立手続において証拠を各当事者に送達するとき、その証拠の提供者は、証拠の原本を特許庁に提出しなければなりません。

異議申立通知書

異議申立通知書は、オーストラリア特許公報に出願の許可が公表された日から3ヶ月以内に特許庁に提出される正式文書です。通知書のコピーを、特許出願人がオーストラリアの代理人にその後出来るだけ早い時期に提供しなくてはなりません。

理由と明細の陳述

異議申立人はその後、異議申立通知書を提出してから3ヶ月以内に、理由と明細の陳述書を出願人に提供しなくてはなりません。この文書には通常、詳細に異議申立の理由を述べて、異議申立人が主張する理由を明記します。

裏づけ証拠

その後異議申立人は、3ヶ月以内に異議申立を裏付ける証拠を出願人に提供しなくてはなりません。その証拠は、理由と明細の陳述書に記載した明細に関するものでなくてはなりません。

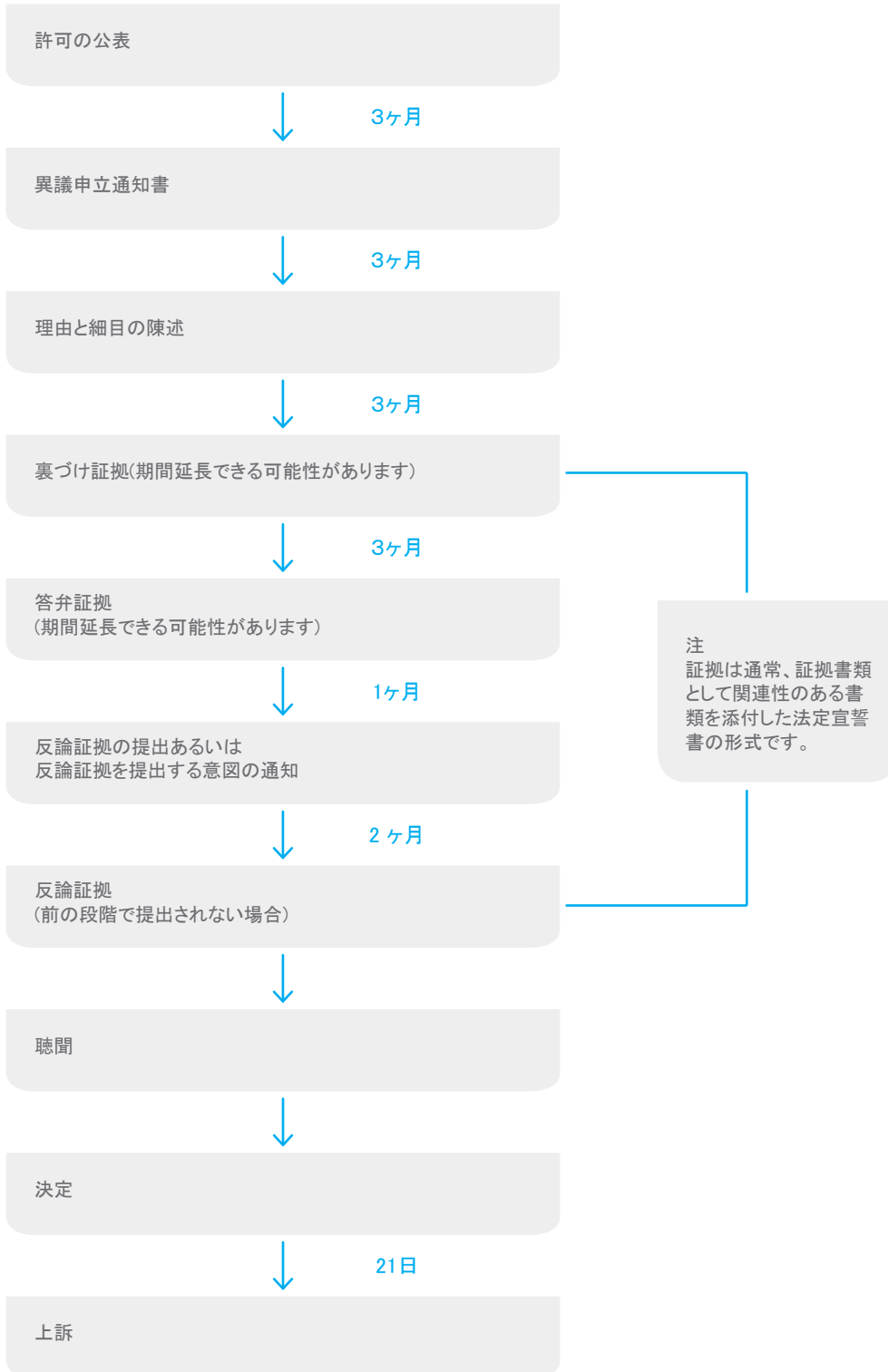
答弁証拠

出願人はその後、3ヶ月以内に異議申立人が提出したものに対する答弁の証拠を、必要に応じて、提出しなくてはなりません。答弁証拠が送達された場合、異議申立人は、1ヶ月以内に反論証拠を送達するか、反論証拠を送達する意図を通知しなくてはなりません。

聴聞

証言の段階が終了した後、本問題は、特許庁長官代表の前での聴聞に付されます。聴聞は、各当事者が主張できる公正な機会が与えられる非公式な手続です。代表者はその後、すべての提出物と証拠を考慮した上、費用の裁定額を含む理由を付した文書による決定を両当事者に送ります。いずれの当事者も、連邦裁判所にこの決定について、上訴することができます。

オーストラリアにおける特許異議申立。



Our Offices:

メルボルン
電話: +61 3 9819 1664

シドニー
電話: +61 2 8874 0400

パース
電話: +61 8 9222 0100

電子メール:
mail@watermark.com.au

ウェブサイト:
www.watermark.com.au

@WatermarkIP
Watermark
Intellectual Property

Our Services:

- Patents & Designs
- Trade Marks
- IP Legal
- IP Advisory
- Competitive Business Intelligence